

新潟地方裁判所委員会（第30回）議事概要

- 1 日時 平成27年7月6日（金）午後2時から午後3時30分
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員
伊津良治，上村洋，小林清吾，近藤伸一，竹下雄，田巻弘之，丹羽正夫，都築政則，
平石広佳，三浦隆志，渡辺英美子（欠席委員 石井隆，吉田茂治）
(五十音順，敬称略)

4 全体概要

- (1) 新委員からの自己紹介
- (2) 委員長選出（互選）
都築政則委員（新潟地方裁判所長）を選任
- (3) 意見交換
裁判所の広報について

5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

事務局（総務課長）から前回の地方裁判所委員会後の取組みとして，裁判所見学に来庁した者が裁判所見学ができることを知った媒体に関して調査した結果について説明がなされた。

(1) 裁判所見学について

意見交換に先立ち，事務局（総務課長）から，一般的な裁判所見学の日程について説明し，その上で最高裁判所作成の広報用DVD「そこが知りたい！裁判所」を上映した。

主な意見等は，以下のとおり。

- ◎ 昨年1年間の裁判所見学の件数等を教えてください。
- ▼ 新潟地方裁判所本庁での裁判所見学は，平成26年1月から12月までで44件ありました。見学者数は，学生が約700人，一般が約450人で合計約1150人でした。
- その44件には，上越地方や佐渡等遠方の人も含まれていますか。
- ▼ 柏崎市や十日町市の人からの見学はありましたが，上越地方や佐渡の人からの見学はありませんでした。
- 新潟県は，非常に広いことから，例えば遠方の人が裁判所見学をしたいと思ったときに，どのようになるのか気になって質問しました。
- ◎ 裁判所見学については，本庁だけでなく支部でも行っています。したがって，例えば，上越地方の方であれば高田支部で見学をすることもできます。実際に，各支部においても，年に数回裁判所見学に応じているようです。
- 先ほど上映された裁判所広報用のDVDは，いつ作成されましたか。

- ▼ 今年の4月頃に地方裁判所に送付されたものです。なお、こちらについては、YouTubeにもアップされています。
 - 広報用DVDとして、他にも備え置かれているものがありますか。
 - ▼ 小学生向けのものとして、キャラクターやアニメーションを使用している「リホちゃんナビスケの裁判所ってどんどこ」というDVDもありますし、裁判員裁判の手續について詳しく説明する「あなたも参加する刑事裁判～裁判員裁判が始まります～」というDVDもあります。
 - ◎ 先ほど事務局から裁判所見学の一般的な流れを説明しましたが、小学生が裁判所見学を行う場合には、小学生向けのDVDを上演し、裁判傍聴をせずに空き法廷の見学をするなど、一般的な流れと異なる内容で見学を行っています。
 - 複数の人数で裁判所見学をしたいとお願いすれば、随時受付をしてくれるのですか。
 - ▼ 裁判所の開庁日であれば、他の裁判所見学の予定や裁判所の行事等により部屋の確保が難しい場合を除き、受け入れが可能な限り見学に応じています。また、ウェブサイトには、10名くらいからと参加者の目安を記載していますが、それより少ない人数でも見学に応じています。
 - 裁判所見学については、どのように広報をしていますか。
 - ▼ 裁判所のウェブサイトに裁判所見学について掲載していますし、憲法週間行事や法の日週間などの広報イベントの機会に、広報イベントの場合以外にも随時裁判所見学に応じていることを参加者に説明するなどして広報に努めています。
 - ◎ 裁判所見学については、今回いただいた御意見等を参考に今後も検討を続けたいと考えます。
- (2) 裁判所の広報イベント（憲法週間行事、法の日週間行事）について
- 意見交換に先立ち、事務局（総務課長）から、過去10年間に行った広報イベントの内容を説明し、併せて、今年5月の憲法週間行事で、裁判傍聴前に裁判官から刑事裁判の流れの説明を受けた後に裁判を傍聴し、その後実際に裁判を担当した裁判官、弁護士及び検察官への質疑応答を行う法廷傍聴セミナーという広報イベントを行ったことを説明した。
- 主な意見等は、以下のとおり。
- ◎ 今年5月に実施した法廷傍聴セミナーでは、実際に裁判を傍聴することや、その裁判に立ち会った法曹三者に対する質疑応答が実施されたことなどから、非常に良い評価をいただいております。
- 10月に予定されている法の日週間行事については、どのような広報イベントを行うか検討段階にあります。どのような広報イベントであれば参加したいと考えるか御意見をお聞かせください。
- 以前は、出張講義が多かったようですが、何か事情があるのですか。
 - ▼ 平成21年5月に始まった裁判員裁判の準備期間に、裁判所において、学校や企

業等への出張講義を積極的に行っておりました。憲法週間行事や法の日週間行事においても、この裁判員裁判の準備期間における広報活動の一環として出張講義を行っていたことによるものです。

- 平成24年度には、他の年には行われていない模擬調停を行っていますが、どのような事情によるものでしょうか。
- ◎ 平成24年度は、調停制度90周年に当たる年であったことから、法の日週間行事として模擬調停を行いました。

なお、平成18年度の法の日週間には労働審判制度説明会を行っていますが、これは、労働審判制度が新たに施行されることに伴って行ったものです。
- 去年の法の日週間には模擬裁判を行ったようですが、その内容を教えてください。
- ▼ 去年は、小学校高学年の児童と中学生を対象に、日曜日の午前中に裁判員裁判の模擬裁判を行いました。その模擬裁判では、裁判官、弁護士及び検察官役はもとより、証人役や裁判員役についても参加者に抽選で役を割り振って行い、その後に裁判官への質疑応答や記念撮影等を行いました。
- ◎ 去年の模擬裁判は、親子で参加するものでしたが、アンケートでは、親子共々非常に良い評価をいただいております。
- 去年の模擬裁判は、日曜日の午前中に実施したようですが、教育委員会に当該イベントを実施することについて何らかの連絡等はしましたか。週休日にイベントを行うという場合には、情報を伝えた方がスムーズに行くということも考えられます。
- ▼ 去年は、教育委員会に対して特に連絡等をしておりませんでした。次回実施する際には御指摘の点も踏まえて対応を検討したいと考えます。
- 弁護士会でも模擬裁判を実施することがありますが、シナリオを作成する等準備が大変だと思います。シナリオを作成する以外にも、実施に際して何か苦労等がありましたか。
- ◎ 実際に、シナリオ以外の話をしたかったというようなアンケート結果もありましたし、こちらが考えている流れで進むのなかなか読めない点が難しいと思います。
- 模擬裁判のような参加型のイベントは、準備が大変だと思いますが、参加者のやりがいも大きいことから、今後も機会を作って是非行ってほしいと考えます。
- ◎ 10月に実施する予定の法の日週間の広報イベントについては、いただいた御意見を参考に今後も検討を進めたいと考えます。

(3) 出張講義について

意見交換に先立ち、事務局（総務課長）から、裁判員裁判が去年に5周年を迎え、再度制度の定着を図るために裁判員裁判の広報活動を進めているところ、企業等に出張講義の受け入れをしてもらうのがなかなか難しいという実情があることや、裁判所の広報として出張講義を考えるに当たり、受け入れ側のニーズや受け入れていただける方策を検討しなければならないことを説明した。

主な意見等は、以下のとおり。

- 今年6月に新潟県庁で裁判員裁判に関する出張講義を行いました。この出張講義の受け入れをお願いした際、裁判員裁判の講義だけでは受講者を集めづらいので、何か別の講義とセットならば受け入れ可能との話がありました。そこで、今回は、行政訴訟に関する講義とセットで出張講義を受け入れてもらいましたが、裁判員裁判の講義だけではなかなか受け入れてもらえないということを実感しました。

私が出張講義を行う際にポイントとしているのは、聞き手のニーズを押さえるということと話し手が具体的なイメージを持って話すということの2点です。

平成17年頃、裁判員裁判の準備期間中に、裁判員裁判に関する出張講義の講師として、当時勤務していた裁判所の近くの高校に行ったことがあります。私は、講師として新しい制度について知ってもらいたいという思いで講義をしたのですが、反応もいまいちだったり、あまり聞いてもらえなかったりという経験をしました。このような経験等から、講義を行う場合には、話し手の意向だけではなく、相手の聞きたいことを話すことが必要だと考えています。

今回の出張講義の参加者は、新潟県内の地域振興局の係長職等実務の専門家でしたので、単に制度の説明だけでなく、これまでの6年間の実施における問題点等についても説明しました。講義をしてみて、なかなか反応が良かったように感じています。

また、講師が具体的なイメージを持つために、手持ち用のパワーポイントと配布用のものを作成しました。手持ち用のパワーポイントのスライドが63枚、配布用のものスライドが30枚と大部のものでしたので、配布用のパワーポイントを1ページ6枚ずつで5ページ印刷したものを配布したのですが、アンケートでは、手持ち用のものが大部であってもそれを配布してほしいという要望があることがわかりました。

今後も裁判員裁判に関する出張講義を行っていきたいと考えていますが、そのためには、まず応募してもらうために魅力を感じてもらう必要があることから、相手方が聞きたいと思っている内容を把握して、講師がイメージを持って話すことを意識していることをアピールしていきたいと考えています。

- ◎ 平成21年5月に裁判員裁判が始まりましたが、その前後というのは、裁判所委員から話があったような出張講義が多くなされていたわけですね。
- ▼ 平成20年に86回、制度が施行された平成21年には17回の出張講義を行いました。裁判員裁判の施行当時は、裁判所も力を入れて広報活動を行ってまいりましたし、受け手の側にも興味を持って迎えてもらったのだと思います。
- ◎ 今年で裁判員裁判も7年目を迎え、裁判所としては、今後も裁判員裁判に関する広報を続けていきたいと考えていますが、先ほど裁判所委員から話があったように裁判員裁判に関する講義だけではなかなか受け入れてもらえない実情がある一方で、実際に出張講義を行った結果からは、裁判員裁判の講義も高い評価をいただいたと聞いています。

- 先ほど御紹介のあった新潟県庁での出張講義については、県庁の職務に関連して興味を持っているであろう行政訴訟と、一般人としてかかわる可能性がある裁判員裁判とをセットで行ったということになりますね。その結果、裁判員裁判の講義についても良い評価を受けたとのことですが、どんなに良い講義であっても聞いてもらう機会を作らないと伝わらないことになりすし、その機会を作るためには参加者を呼ぶための売り物を準備する必要があります。ですから、今回セットで出張講義を行ったことは、機会を作るという観点からは、非常に良かったのではないかと思います。
- セットで講義するとして、例えば、高校生に対して講義をするのであれば、裁判員裁判に関する講義に加えて、薬物濫用に関する裁判などの講義をすると良いのではないかと思います。
- ◎ 企業が裁判員裁判の出張講義を受け入れるニーズには、どのようなものがあるでしょうか。
- 例えば、出張講義を受け入れる場合には、私どもの会社で受け入れるのではなく、所属する組合等での講義というのが考えられるかもしれませんが、率直に言ってあまりイメージがわからないことから、出張講義を受け入れる際のニーズがどのようなものかこの場でお伝えすることはできません。
- 出張講義の受け入れが難しいというのは、制度施行前とは異なり、施行後数年経過していることから、裁判員裁判の制度そのものの理解も進んできたということによるのでしょうか。
- 必ずしも皆さんが裁判員裁判の制度の内容を知っているわけではないので、関心が薄くなってきたということがあるのかもしれませんが。
- 新潟県庁での出張講義については、県の職員を対象とする研修として行われたのですが、その研修の実施担当部署に確認したところ、裁判所からの働きかけを元に、行政訴訟をセットにして受け入れをしたとのことでした。
当初、担当部署では行政訴訟の講義がより職員に身近な内容だと思っていたようですが、県が行う行政事務は幅広く、研修参加者も地域振興局の職員、農業や土木関係の職員がいる等職種がばらばらだったこともあって、行政訴訟の講義については、難しかったという感想が多かったようです。一方、裁判員裁判の講義については、語り口も軽妙で資料も良く、約80名の職員が講義を聴き、その約9割が聞いて良かったとの感想だったとのことでした。
- 裁判員裁判の制度に関する記事については、最近はあまり掲載されないのでしょうか。
- 去年は、5周年という節目を迎えた裁判員裁判をテーマにした記事を掲載しましたが、開始から時間がたち、世間一般でも関心が薄れてきているのかもしれませんが。今後も折に触れて新たなデータの提供を受ける等すれば、それを契機に記事にすることを検討することができると思います。

- ◎ 従業員が裁判員に選ばれたらどうしようとか、企業側で不安に感じることもあるでしょうか。
- 裁判員裁判の施行前は、ずいぶん不安に思ったこともあったのですが、実際に始まってみると裁判員に選ばれた人が周りにいないことから、あまりピンと来ていません。
- ◎ 今後も出張講義を続けていきたいと考えていますので、本日の御意見を参考に今後も検討を続けたいと考えます。

6 次回期日

平成28年1月14日（木）午後2時から（1時間半程度）

（その後、平成28年1月22日（金）午後2時から（1時間半程度）と変更された。）